

諮問書

佐市総法第 639 号

平成 29 年 1 月 18 日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明 様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

目的外利用等が例外的にできる場合の種類の追加について（条例第 8 条第 1 項第 5 号関係）

2 諮問理由

現在の類型は、平成 17 年 12 月 16 日付け佐市総第 173 号で諮問を行い、平成 18 年 1 月 13 日付け答申第 1 号において認定を受けたものである。

個人情報の目的外利用については、法令等に定めがあるとき等に例外的に認められるものであるが、住民基本台帳システム上において自動的に付番された「個人番号」及び「世帯番号」については、当該個人氏名及び世帯と一対の関係性を有し、実質的に同一視できるものであるにも関わらず、住民基本台帳法に定義されていないことから、利用にあたっては審査会への諮問を行っているところである。

については、上述した「個人番号」及び「世帯番号」の目的外利用に関する類型を別紙のとおり定めることとしたい。ただし、当該類型に該当するかについて判断がつき難い場合は、審査会へ意見を求める等の慎重な対応を行うこととする。

3 適用開始時期

平成 29 年 2 月から

○目的外利用等が例外的にできる場合の類型

(個人情報保護条例第8条第1項第5号関係)

類型 番号	類 型	利用・提供する理由等
1	<p>捜査機関、裁判所及び弁護士会等の公共的職責を担う機関等が、法令等に基づいて行う捜査、調査、照会等に対し、回答等をする場合。</p> <p>ただし、当該個人情報を利用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて、本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>強制力はないが、法律の規定に基づく照会等であり、公共団体の機関として当該規定を十分に尊重して処理する必要がある。</p>
2	<p>行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合。</p> <p>ただし、当該行政機関が法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を利用する目的に公益性が求められ、当該個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 当該行政機関が法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 当該個人情報を利用し、又は提供しないと、当該行政機関は改めて本人から収集しなければならなくなる等、時間、経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、市民の負担の軽減、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から回答する必要がある。</p> <p>③ 行政機関は、住民の福祉の向上を図るため相互に協力して適切な事務遂行を行うことが要請されている。</p> <p>④ 当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p>
3	<p>附属機関等の委員、講演会の講師等の選任に当たって、委員等の個人情報を実施機関が利用し、又は国若しくは地方公共団体等に提供する場合。</p> <p>ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障から本人収集が困難な場合に限る。</p>	<p>① 委員等の適任者を幅広く求めるため、多くの機関から適任者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性及び事務の目的を達成するのに必要な十分な情報を確保することができず、委員等の選任の事務に支障が生じる。</p>

類型 番号	類 型	利用・提供する理由等
4	佐賀市情報公開条例第6条第2号のただし書のいずれかに該当し、非公開とする理由がない個人情報を目的外に利用し、又は提供する場合。	非公開とする理由がない個人情報は、一般的に個人情報保護上の問題は生じないと考えられる。
5	地域の公共的団体が主催する敬老記念事業の実施に当たり、対象者の名簿を提供する場合。	地域内の特定の年齢に到達した高齢者又は特定の年齢以上の高齢者に対して、その長寿を祝い、健勝を祈念して記念品の贈呈あるいは敬老事業を行うためのものである。ただし、提供先は公共的団体に限り、名簿の適正な管理及び利用後の返還等、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
6	<p>地方公共団体の統廃合に係る協議、調査、調整等の作業に当たり、実施機関がすでに保有している個人情報を関係地方公共団体へ提供する場合。</p> <p>ただし、当該事務の遂行に必要な範囲内の個人情報で、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて、当該個人の権利及び利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 地方公共団体の統廃合に係る作業を正確かつ効率的に行い、正確な個人情報を作成するため、個人情報を関係地方公共団体へ提供する必要がある。</p> <p>② 当該個人情報を利用し、又は提供しないと、関係地方公共団体は改めて本人から収集しなければならない等、時間、経費がかかるとともに、情報の客観性、正確性を確保することができず、当該事務の目的達成に支障が生じ、住民に不利益が生じる。</p> <p>③ 行政機関は、住民サービスの向上を図るため、相互に協力して適切な事務遂行を行うことが要請されている。</p> <p>④ 当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p> <p>⑤ 個人情報の提供時には、関係地方公共団体と当該個人情報の保護及び適正管理のために必要な措置について十分に協議を行わなければならない。</p>

類型 番号	類 型	利用・提供する理由等
7	<p>災害や事故等に関し、実施機関及び国、地方公共団体、公共的機関等（以下「行政機関等」という。）が被害状況の調査や被害者等への補償、援護など、復旧を目的とした事務に関して行う照会に対し、被害者や被害家屋等の情報を提供する場合。</p> <p>ただし、当該行政機関等が当該事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、合理的な理由があり、かつ、当該個人情報を利用する目的その他の事情からみて、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 当該行政機関等が被災者等の調査や税等の減免、各種給付の支給等の事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 当該個人情報を利用し、又は提供しないと、当該行政機関等は改めて本人から収集しなければならなくなる等、時間、経費がかかり、本人にも負担がかかるため、早急な復旧が望めない。</p> <p>③ 行政機関等は、復旧、援護のため相互に協力して適切な事務遂行を行うことが要請されている。</p>
8	<p>実施機関が実施する事務の遂行に当たり、市民の意向、動向を当該事務に反映させることを目的として実施する市民アンケート、実態調査及び市民説明会等のために、住民基本台帳に記録された情報から個人情報を抽出し、利用する場合。</p> <p>ただし、当該実施機関が当該事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、かつ、当該個人情報を利用する目的からみて本人の権利及び利益を著しく侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 市民の意向、動向を当該事務に反映させる目的で実施する市民アンケート調査、実態調査及び市民説明会等のために必要な情報であり、当該個人情報を利用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 当該個人情報を利用しないと、当該実施機関は改めて本人から収集しなければならなくなる等、時間、経費がかかり、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から当該事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>③ 当該実施機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p> <p>④ 当該個人情報を住民基本台帳から抽出したこと及び当該事務の目的以外には利用しないことを、アンケート調査票及び説明会への案内状等に記載した上で利用する。</p>

類型 番号	類 型	利用・提供する理由等
9	<p>実施機関が住民情報を利用して実施する事務の遂行にあたり、住民基本台帳システム上で自動的に付番された住民の個人番号(※)及び世帯番号を利用する場合。</p> <p>(※)ここでいう「個人番号」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく「個人番号」とは異なる。</p>	<p>① 住民基本台帳システム上で自動的に付番された住民の個人番号及び世帯番号は、住民基本台帳法に定義された項目ではないが、氏名と一対の関係性を持っており、実質的に同一視できるものである。</p> <p>② 住民情報を利用して実施する事務が、関係法令等に基づく等、事務の遂行にあたり、必要性及び公共性を有するものであること。</p> <p>③ 個人番号及び世帯番号を利用しなければ、事務の遂行が困難であること。</p>